

# 一般財団法人島根県建築住宅センター 適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センターが実施する適合証明に係る申請手数料について、必要な事項を定める。

(適合証明業務手数料)

第2条 適合証明に関する申請手数料の額は、別表に掲げる額とする。

(手数料の納入方法)

第3条 申請者は、申請と同時に前条による額を別表の各検査項目ごとに、現金等により納入しなければならない。

(消費税及び地方消費税)

第4条 本規程に定める手数料は、消費税及び地方消費税を含めた額とする。

(附則)

この規程は、平成15年10月1日から施行する

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

## 別表

一般財団法人島根県建築住宅センター  
適合証明業務手数料

## 第1 新築住宅

(単位:円(税込))

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計
戸建住宅	12,500	14,500	13,800	40,800

	設計検査	竣工現場検査		合計
	1住棟につき	1住棟につき	1住戸につき	
共同住宅等	15,400	11,300	2,670	26,700+(N×2,670)

※ N：対象戸数とする。

## 第2 中古住宅

(単位:円(税込))

	書類審査・現地調査	合計
戸建住宅	30,800	30,800

	書類審査・現地調査		合計
	1住棟につき	1住戸につき	
共同住宅等	15,400	9,250	15,400+(N×9,250)

※ N：対象戸数とする。

## 第3 リフォーム

(単位:円(税込))

工事内容		合計
エネルギー消費性能向上工事	省エネ設備を設置する工事	33,000
	上記以外の工事	55,000
高齢者居住環境改善工事	部分的バリアフリー工事	33,000
	ヒートショック対策工事	33,000
耐震改修工事		55,000
その他の融資対象リフォーム工事		33,000